

2019年9月17日

利用者各位

九州大学生協同組合

消費税増税対応及び昨年の価格改定時の据え置きメニュー価格の改定のお知らせ

標記につきまして、以下のように実施いたしますのでご理解くださるようお願い申し上げます。

1. 軽減税率が適用されない商品の税込価格の決定方法

(8%消費税から10%消費税の計算方法)

現在の税込み価格を1.08で除し、1円単位で切り上げた税抜価格に1.1を乗じ1円単位で切り捨てた価格を税込価格とする簡便な方法を採用します。

他の計算方法と比較し、税込価格が1円増加したり減少したりしますが、総額表示の国の方針のため税込価格を計算するときに発生する計算誤差として了承ください。

2. 書籍は、原則として税抜価格を基本とし税込価格を計算し、その税込価格から割引価格を算出します。雑誌は出版社が決めた税込価格を基準に割引を行います。

3. 食堂のメニュー価格(一部メニューは税抜価格の値上げとなります)は以下のようになります。

① 昨年価格改定したセットメニュー5円の税込価格改定増

② 価格改定したおかずメニュー 5円の税込み価格の改定

③ 小鉢メニュー

①の比率で価格改定や量目の変更を行います。

④ 昨年価格改定を行わなかったメニュー

日替わり定食 20円の税込価格の改定

素うどん・そば・カレーM 15円の税込価格改定

カレーL 20円の税込価格改定

7月の案内で今後決めていくとしたレストランの価格は税込で50円の値上げを行います。レストランの価格は、2009年開店時税込700円でしたが、その後600円に値下げしています。前回消費税増税時(5%から8%)には税込価格据え置き、昨年の価格改定でも据え置いていました。

⑤ 昨年価格据え置きし、今回も税込価格を据え置くもの(実質値下げ)

ライス・スープ類

⑥ 7月の案内で、昨年価格据え置きで今後改定額を決めていくものとしたカフェメニュー(コーヒー・デッピングアイス等)は税込価格を据え置きます。

⑦ 食堂でのメニュー以外の商品(アルコール)

基本的に増税額を転嫁します。

4. 食堂での軽減税率対象商品の取扱い及び餃子店店内席利用の場合の対応

ペットボトルやお菓子アイスクリームなどを食堂ホール内でめしあがる場合お申し出ください。申し出があった場合は軽減税率の対象から外し、10%税率を適用します。

5. 現在、電子マネー使用のポイント還元を大学生協グループとして国に申請中です。

以上